

○司法解剖後における遺体修復費用の支出に関する要領の制定について

令和5年3月24日例規（府民）第24号

この度、別記のとおり司法解剖後における遺体修復費用の支出に関する要領を制定し、令和5年4月1日から実施することとしたので、適切に運用されたい。

別記

司法解剖後における遺体修復費用の支出に関する要領

1 目的

この要領は、司法解剖を実施した遺体の修復に要する費用（以下「遺体修復費用」という。）の公費による支出（以下「遺体修復費用の支出」という。）に関し必要な事項を定めることにより、遺族等の精神的被害及び経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 支出の対象となる事件

遺体修復費用の支出の対象となる事件（以下「対象事件」という。）は、次に掲げる事件のうち、府民応接センター所長が遺体修復費用の支出の必要があると認めるものとする。

(1) 次に掲げる犯罪に係る事件

ア 強制わいせつ致死罪、準強制わいせつ致死罪、監護者わいせつ致死罪、強制性交等致死罪、準強制性交等致死罪又は監護者性交等致死罪（刑法（明治40年法律第45号）第181条の罪）

イ 殺人罪（刑法第199条の罪）

ウ 傷害致死罪（刑法第205条の罪）

エ 逮捕等致死罪（刑法第221条の罪）

オ 強盗致死罪（刑法第240条の罪）

カ 強盗・強制性交等致死罪（刑法第241条第3項の罪）

キ その他故意の犯罪行為により致死の結果を生じた犯罪等

(2) 車両等の交通により人が死亡した場合において、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条第1項前段に規定する措置を講じなかった違反に係る事件

3 支出の相手方

遺体修復費用の支出の相手方となり得る者は、司法解剖を実施した遺体（以下単に「遺体」という。）の引渡しを受けて埋葬等を行う遺族等（以下単に「遺族等」という。）とする。

4 支出する費用の範囲

遺体修復費用の支出の範囲は、遺族等が負担した次に掲げる費用の実費とする。

(1) 遺体の切開痕、縫合痕その他損傷部分の修復に要する費用

(2) 湯かんに要する費用

5 支出の要件

遺体修復費用の支出は、次のいずれにも該当しない場合に行うものとする。

(1) 遺族等が遺体修復費用の支出を希望しないとき。

(2) 遺体が高度に腐敗し、炭化し、又は白骨化している等損傷が著しいため、遺体の修復が不能であり、遺族等の精神的被害の軽減等遺体の修復による効果が認められないとき。

(3) 犯罪の被害を受けた時において、被害者が次のいずれかに該当するとき。ただし、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による命令が発せられている場合その他被害に係る事情を勘案して特に遺体修復費用の支出の必要があると認められる場合を除く。

ア 加害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者も含む。）

イ 加害者の直系血族（親子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者も含む。）

ウ 加害者の三親等内の親族

エ 加害者の同居の親族

(4) 当該事件が相被疑事件であるとき又は犯罪行為の誘発その他当該犯罪行為を受けたことについて被害者にもその責めに帰すべき行為があったと認められるとき。

(5) 被害者に当該犯罪行為を容認する行為があったと認められるとき。

- (6) 被害者又は遺族等が集团的又は常習的に暴力的不良行為を行うおそれがある組織に属していたとき。
 - (7) その他遺体修復費用の支出をすることが社会通念上適切でない認められるとき。
- 6 支出の手続等
- (1) 警察署長又は高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、対象事件を取り扱ったときは、速やかに遺体修復制度対象事件発生報告書（別記様式第1号）により総務部長（府民応接センター）に報告するものとする。
 - (2) 前記(1)により報告を受けた総務部長は、府民応接センター所長に当該報告に係る対象事件の遺族等に対して、この例規通達に基づく遺体修復費用の支出の制度（以下「遺体修復制度」という。）について教示を行わせるとともに、遺体修復制度を利用することについて遺族等の意思を確認させるものとする。
 - (3) 府民応接センター所長は、前記(2)の遺族等から遺体修復制度を利用したい旨の申出があったときは、申出書（別記様式第2号）を徴するものとする。
 - (4) 府民応接センター所長は、前記(3)の措置を執った後、遺体修復費用の支出の必要があると認めるときは、遺体修復費用の支出の認定を行うものとする。
 - (5) 府民応接センター所長は、前記(4)により支出の認定を行ったときは、総務部会計課長と調整の上、遺族等から提出を受けた遺体修復を実施した業者が発行する当該遺体修復に係る領収書等、支出する費用の範囲を疎明する資料を確認し、その写しを受領するとともに、総務部会計課長に支出の依頼を行うものとする。
 - (6) 前記(5)により支出の依頼を受けた総務部会計課長は、遺族等が指定する口座への振込みの手続をとるものとする。
- 7 運用上の留意事項
- 警察署長等は、府民応接センターにおいて行う遺体修復制度の手続のために必要な情報を府民応接センターに提供するものとする。